



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔その他告示〕

- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示 (外務五三、五四)
- 南パンジャブ地域における小児保健医療施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同五五)
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同五六)
- ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の書簡の交換に関する件 (同五七)

二

- 健康保険組合の名称を変更した件 (厚生労働二六)
- 健康保険組合の事務所の所在地を変更した件 (同二七)
- 保安林の指定をする件 (農林水産一四〇、一五五)
- 特定水産資源 (まさば及びごまさば 太平洋系群、まさば及びごまさば 馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海) に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 (同一五六)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件 (農林水産・環境一)

三

- 土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件 (国土交通二六三)
- 自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件 (防衛三八)
- 自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件 (同三九)
- 都市計画に関する件 (北陸地方整備局三)
- 都市計画に関する件 (中部地方整備局一〇、一一)
- 都市計画に関する件 (中国地方整備局一一、一二)

六

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係会社その他

〔官庁報告〕

労働

- 労働安全衛生法第七十条の二第一項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示 (厚生労働省)
- 最低賃金の改正決定に関する公示 (茨城労働局最低賃金公示三)
- 船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示 (国土交通省最低賃金公示三)

七

その他告示

○外務省告示第五十三号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和八年二月十日

外務大臣 茂木 敏充

アメリカ合衆国大使館周辺地域

期 間 令和八年二月二十四日から令和九年二月二十三日まで

地 域 東京都港区

赤坂一丁目
赤坂二丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで）
虎ノ門二丁目
虎ノ門三丁目（一番から七番まで）
虎ノ門四丁目（一番及び二番）
六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法「昭和三十五年法律第五号」第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第五十四号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

令和八年二月十日

外務大臣 茂木 敏充

中華人民共和国大使館周辺地域

期 間 令和八年二月二十三日から令和九年二月二十二日まで

地 域 東京都港区

西麻布三丁目
元麻布二丁目
元麻布三丁目
南麻布五丁目（二番から十六番まで）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法「昭和三十五年法律第五号」第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

○外務省告示第五十五号

令和八年一月十三日にイスラマバードで、南バンジャブ地域における小児保健医療施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 南バンジャブ地域における小児保健医療施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与の限度額 二十九億千円

- 3 贈与の供与期限 令和十五年十二月三十一日
- 4 署名者 赤松秀一在パキスタン大使

日 本 側 ムハンマド・フメイル・カリーム経済省次官
令和八年二月十日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第五十六号

令和七年六月二十五日にアンティグオ・クスカトランで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエルサルバドル共和国政府との間に行われた。この交換公文は令和七年十月二十一日に効力を生じた。

- 1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
- 2 贈与の限度額 二億六千四百万円
- 3 贈与の供与期限 令和十五年十二月三十一日
- 4 署名者 星野芳隆在エルサルバドル大使

日 本 側 エルサルバドル側 ファナ・アレクサンドラ・ヒル・テイノコ外務大臣

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第五十七号

令和七年十二月二十二日にラパスで、ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 五億円
- 3 署名者 小野村拓志在ボリビア大使

日 本 側 フエルナンド・ウゴ・アラマヨ・カラスコ外務大臣

ボリビア側 令和八年二月十日

外務大臣 茂木 敏充

○厚生労働省告示第二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもつて同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

令和八年二月十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
大建工業健康保険組合	DAIKEN健康保険組合	令和七年九月二十六日
品川リフラクトリーズ健康保険組合	品川リフラ健康保険組合	令和七年十月一日
田辺三菱製薬健康保険組合	田辺ファーマ健康保険組合	令和七年十一月一日
総合警備保障健康保険組合	ALSO健康保険組合	令和七年十二月一日
エヌ・ティ・ティ健康保険組合	NTT健康保険組合	令和七年十二月一日
九電工健康保険組合	クラフティア健康保険組合	令和七年十二月二日

○厚生労働省告示第二十七号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。
 令和八年二月十日
 厚生労働大臣 上野賢一郎

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
健康保険組合	主たる事務所	福岡県飯塚市芳雄町七番十八号	福岡県飯塚市新立岩十二番三十七号	令和七年二月十七日
麻生健康保険組合	主たる事務所	東京都港区芝浦一丁目一番一号（T&Dファイナンシャル生命健康保険株式会社内）	東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービルディング南館十七階	令和七年八月一日
海空運健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区日本橋室町四丁目二番十六号楠和ビル	東京都中央区日本橋室町三丁目四番七号日本橋室町プラザビル	令和七年八月二十五日
橋崎健康保険組合	主たる事務所	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一丁目一七ビル	北海道札幌市中央区大通西七丁目三番地一エムズ大通ビル	令和七年九月一日
京都新聞健康保険組合	主たる事務所	京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二百三十九番地	京都府京都市中京区烏丸通二条上ル時絵屋町二百六十番都新聞トラストビル四階	令和七年九月十六日
日本甜菜製糖健康保険組合	主たる事務所	東京都港区三田三丁目十二番十四号	東京都中央区京橋二丁目六番四号	令和七年九月二十二日
東京都土木建築健康保険組合	主たる事務所	東京都中央区八丁堀二丁目五番一号	東京都中央区八丁堀二丁目八番五号	令和七年九月十七日
電設工業健康保険組合	主たる事務所	東京都板橋区坂下一丁目三十三番十二号	東京都千代田区二番町四番地二	令和七年九月十九日
ヘンミ大倉健康保険組合	主たる事務所	埼玉県比企郡滑川町都二十五番地二十五	東京都千代田区神田駿河台四丁目四番地	令和七年十月一日
西日本パツケール健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目十六番十六号	大阪府大阪市西区鞠本町二丁目三番二号	令和七年十一月二十五日
カルビー健康保険組合	主たる事務所	栃木県宇都宮市清原工業団地二十三番地七	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十三番五号	令和七年十二月一日

○農林水産省告示第四百十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年二月十日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 福島県石川郡古殿町大字松川字前木一六七の三
- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県庁及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百一十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年二月十日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 福島県白河市関田五木沢の一、四の二、五、六の一、七、井戸ヶ入四の一、四の二、桜久保の一、一の一、一の五から一の八まで、一の一から一の一五まで、
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百二十号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年二月十日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 福島県いわき市小川町上小川字猪小屋三三の九三から三三の九八まで
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年二月十日
 農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 福島県いわき市小川町上小川字猪小屋三三の九三から三三の九八まで
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (三) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区油山字堂ノ奥一三五三、一三五四、一三五七、一三五八

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂ノ奥一三五三・一三五四・一三五七・一三五八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 福岡県みやま市瀬高町本吉字成合寺谷七九五の一（次の図に示す部分に限る。）、字小谷九一三（次の図に示す部分に限る。）、九一四、字大谷九三二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字成合寺谷七九五の一・字小谷九一四・字大谷九三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 福岡県飯塚市山口字日守一・一三五の二・一・一三六・字城ノ山一・一三九の四・一・一三九の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 福岡県大飯郡高浜町横津海一字草木原三三、三四の一から三四の三まで
二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
一字草木原三三・三四の一から三四の三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 福岡県今立郡池田町山田八三三南馬谷五八の三

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 山形県最上郡舟形町堀内字沢内三三〇九の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び舟形町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 山形県西村山郡西川町大字大井沢字仁川三二一七から三二二〇まで、三二二二、三二八五、三二八五の一から三二八五の五まで、三三三二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

- 一 保安林の所在場所 山形県西置賜郡白鷹町大字佐野原字真木澤一・二・四の一、一・二・四の一
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百五十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年二月十日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 群馬県渋川市赤城町北赤城山字小原峯一〇〇七、一〇〇八の一から一〇〇八の一六まで、一〇〇八の一八から一〇〇八の三三まで、一〇〇八の三五から一〇〇八の三九まで、一〇〇八の四一から一〇〇八の五五まで、一〇〇八の五七、一〇〇八の五九、一〇〇一〇の一、一〇〇一〇の四から一〇〇一〇の八まで、一〇〇一〇の一〇、一〇〇一〇の一三、一〇〇一〇の一四、一〇〇一〇の一七、一〇〇一〇の一八、一〇〇一〇の二〇から一〇〇一〇の二三まで、一〇〇一〇の二五から一〇〇一〇の二七まで、一〇〇一〇の三〇から一〇〇一〇の三九まで、一〇〇一〇の四二から一〇〇一〇の四四まで、一〇〇一〇の四六、一〇〇一〇の四七、赤城町深山字五郎入五三三の四、五三三の五

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百五十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年二月十日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 北海道二世部八雲町熊石泊川町八六九の一地先・八七一地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る）、八六八の一（次の図に示す部分に限る）、八六九の一

- 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

○農林水産省告示第百五十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年二月十日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 広島県世羅郡世羅町大字青近字女鹿山一〇〇三二の一、一〇〇三二の二

- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百五十五号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 令和八年二月十日

- 農林水産大臣 鈴木 憲和
- 一 保安林の所在場所 広島県安芸高田市八千代町土師字飯谷一〇〇四三の一

○農林水産省告示第百五十六号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば及びびごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋系群、ずわいがに日本海系群、ずわいがに日本海系群、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、またら本州日本海北部系群、またら北海道太平洋並びにまたら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば及びびごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋系群、ずわいがに日本海系群、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、またら本州太平洋北部系群、またら本州日本海北部系群、またら北海道太平洋並びにまたら北海道日本海）に関する令和七管理年度（令和七年七月一日から翌年六月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 まさば及びびごまさば太平洋系群 一～二（略）</p>	<p>まさば及びびごまさば太平洋系群、まさば及びびごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋系群、ずわいがに日本海系群、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、またら本州太平洋北部系群、またら本州日本海北部系群、またら北海道太平洋並びにまたら北海道日本海）に関する令和七管理年度（令和七年七月一日から翌年六月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 まさば及びびごまさば太平洋系群 一～二（略）</p>

- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字飯谷一〇〇四三の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）
 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業	7,700
（略）	（略）

第二～第十一（略）

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）
 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業	6,700
（略）	（略）

第二～第十一（略）

○農林水産省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和八年一月十二日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和八年二月十日

農林水産大臣 鈴木 憲和
環境大臣 石原 宏高

承認番号 25-46P-0009

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	ニューファム株式会社 代表取締役社長 アジット・クマール・ナイル 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	長鎖オメガ3系脂肪酸産生及び除草剤グルホシネート耐性セイヨウナタネ (<i>Lackl-Δ12D</i> , <i>Picpa-ω3D</i> , <i>Micpu-Δ6D</i> , <i>Pyrco-Δ6E</i> , <i>Pavsa-Δ5D</i> , <i>Pyrco-Δ5E</i> , <i>Pavsa-Δ4D</i> , <i>pat</i> , <i>Bras-sica napus</i> L.) (NS-B50027-4, OECD UI: NS-B50027-4)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号 25-46P-0010

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長 大島 美紀 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
-------------------------------	---

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート、グルホシネート及びジカンバ耐性テンサイ（改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>pat</i> , 改変 <i>dmo</i> , <i>Beta vulgaris</i> L. <i>ssp. vulgaris</i> var. <i>altissima</i>) (KWS20-1, OECD UI: KB-KWS201-6)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○国土交通省告示第二百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

国土交通大臣 金子 恭之

- 一 施行者の名称 独立行政法人都市再生機構
- 二 事業施行期間 平成二十八年七月十二日から令和十六年三月三十一日まで
- 三 施行地区 東京都港区芝浦四丁目、港南一丁目、港南二丁目、高輪二丁目及び高輪三丁目の各一部
- 四 土地区画整理事業の名称 東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理事業
- 五 事務所所在地 東京都中央区八重洲一丁目三番七号
- 六 施行規程及び事業計画の認可の年月日 平成二十八年七月十二日
- 七 事業計画の変更（第四回）の認可の年月日 令和八年二月十日

○防衛省告示第三十八号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和八年二月十日

防衛大臣 小泉進次郎

信号符字	番号	名称	付与年月日
JSNM	三〇八	けらま	令和七年十二月十八日
JSMY	一一	よしひ	令和七年十二月二十二日

○防衛省告示第三十九号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和八年二月十日

防衛大臣 小泉進次郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
JSLV	五九二	うずしお	令和七年十二月十九日

○北陸地方整備局告示第三号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日

北陸地方整備局長 高松 諭

- 一 施行者の名称 新潟県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 新潟都市計画道路事業三・四・六号大手町城北町線
- 三 事業施行期間 自令和八年二月十日至令和十八年三月三十一日
- 四 事業地

収用の部分 新潟県新発田市大手町四丁目、大手町五丁目及び中央町四丁目地内
 使用の部分 なし

○中部地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日 中部地方整備局長 森本 輝

- 一 施行者の名称 愛知県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十二年建設省告示第九十六号尾張都市計画下水道事業五条川左岸流域下水道
- 三 事業施行期間 自昭和五十二年七月二十一日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 変更なし

○中部地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日 中部地方整備局長 森本 輝

- 一 施行者の名称 岐阜県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十二年建設省告示第百十一号岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道事業木曾川右岸流域下水道
- 三 事業施行期間 自昭和五十二年二月十五日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 変更なし

○中国地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九條第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日 中国地方整備局長 杉中 洋一

- 一 施行者の名称 岡山県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 岡山県南広域都市計画道路事業三・五・七十三駅前バイパス線
- 三 事業施行期間 自令和八年二月十日至令和十八年三月三十一日
- 四 事業地
 - 収用の部分 岡山県都窪郡早島町前潟字九ノ割、字八ノ割、字七ノ割、字六ノ割、字五ノ割、字四ノ割、字三ノ割、字二ノ割、字舟本内地内
 - 使用の部分 なし

○中国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二條第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月十日 中国地方整備局長 杉中 洋一

- 一 施行者の名称 岡山県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十四年中国地方整備局告示第二十八号岡山県南広域都市計画道路事業三・三・二十五早島大砂嶽及び三・二・早二二一バイパス線
- 三 事業施行期間 自平成二十四年三月十五日至令和十年三月三十一日
- 四 事業地
 - 収用の部分 変更なし
 - 使用の部分 なし

知 報

労 働

労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示

健康保持増進のための指針公示第12号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の2第1項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件を次のとおり公表する。

令和8年2月10日 厚生労働大臣 上野賢一郎

- 1 名称 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件
- 2 趣旨 労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づき公表する、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号）について、高齢者の労働災害防止のための指針（令和8年2月10日高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号）を定めることに伴い、所要の改正を行うものである。
- 3 適用日 令和8年4月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金（令和6年茨城労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和8年2月10日 茨城労働局長 佐藤 悦子

第4号中「1時間1,052円」を「1時間1,115円」に改める。

附 則

この決定は、令和8年3月19日から効力を生ずる。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第3号

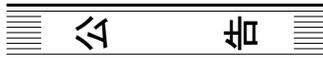
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第3項及び第7項の規定に基づき、漁業（いか釣り）最低賃金（令和7年国土交通省最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項及び第35条第2項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第8条の規定により公示する。

令和8年2月10日 国土交通大臣 金子 恭之

- 1. 漁業（いか釣り）最低賃金第5項中「213,300円」を「224,000円」に改める。

附 則

この公示は、令和8年3月12日から効力を生ずる。



説 明 項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和8年（家）第4002号

岩手県奥州市水沢佐倉河字東柳ノ町18番地1

弁護士法人岩手銀河法律事務所

申立人 熊澤麻衣子

本籍岩手県奥州市水沢字川原小路7番地、最後の住所岩手県奥州市胆沢小山字道場251番地 特別養護老人ホームさくら、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日令和7年12月4日、出生の場所岩手県胆沢郡水沢町、出生年月日昭和19年3月20日、職業無職

被相続人 亡 柳田 勇雄

事務所岩手県奥州市水沢佐倉河字東柳ノ町18番地1 弁護士法人岩手銀河法律事務所

相続財産清算人 弁護士 熊澤麻衣子

催告期間満了日 令和8年9月4日

盛岡家庭裁判所水沢支部

令和8年(家)第20002号

栃木県宇都宮市野沢町29
申立人 中山 信一
本籍栃木県宇都宮市野沢町10番地66、最後の住所栃木県宇都宮市野沢町10番地66、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和7年5月14日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和25年5月9日、職業不明
被相続人 亡 川口 慎吾
栃木県宇都宮市下戸祭2丁目12番14号 コモンビル1階 小森竜介法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小森 竜介
催告期間満了日 令和8年9月9日
宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第80522号

埼玉県蕨市塚越1丁目4番1号
申立人 山本 耕司
本籍埼玉県蕨市塚越1丁目4番地1、最後の住所埼玉県蕨市塚越3丁目4番15号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日令和7年4月2日、出生の場所埼玉県蕨市、出生年月日昭和38年3月13日、職業不明
被相続人 亡 山本 明典
事務所埼玉県さいたま市緑区東浦和4-2-2クレセントビル201号室 東うらわ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 志村 佳重
催告期間満了日 令和8年9月7日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第6097号

茨城県水戸市桜川2丁目2番35号茨城県産業会館内
申立人 茨城県信用保証協会
本籍茨城県牛久市牛久町19番地1、最後の住所茨城県牛久市牛久町951番地6、死亡の場所茨城県牛久市、死亡年月日令和7年4月9日、出生の場所茨城県稲敷郡牛久町、出生年月日昭和45年2月9日、職業不明
被相続人 亡 高島 廣行
茨城県つくば市千現2丁目1番6 つくば研究支援センターA-6 いなのべ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 稲野辺敬之
催告期間満了日 令和8年8月28日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(家)第10317号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍埼玉県所沢市緑町2丁目16番、最後の住所埼玉県所沢市緑町2丁目10番7-101号、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日令和4年11月6日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和27年12月24日、職業不明
被相続人 亡 白井 清
事務所埼玉県所沢市東所沢5丁目2番15号大西ビル202 所沢柳瀬法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤川 久之
催告期間満了日 令和8年8月26日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第73044号

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号有楽町電気ビル南館8階859区大西昭一郎法律事務所
申立人 破産者株式会社メディカルエックス破産管財人 弁護士 安藤 知史
本籍東京都練馬区早宮4丁目19番、最後の住所東京都練馬区春日町1丁目32番19号、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和6年12月31日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和37年6月22日、職業会社経営
被相続人 亡 齊藤 嘉治
事務所東京都千代田区内幸町2丁目1番4号日比谷中ビル6階 三宅坂総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大場 寿人
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第90828号

申立人 国
本籍静岡県熱海市下多賀1391番地、最後の住所東京都西東京市富士町1丁目7番63-703号、死亡の場所東京都西東京市、死亡年月日平成25年11月6日、出生の場所静岡県熱海市、出生年月日昭和22年1月20日、職業翻訳業、通訳業
被相続人 亡 窪田 厚子
事務所東京都新宿区市谷本村町2番11号外濠スカイビル5階 四谷外濠法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小川 宏
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90998号

東京都東村山市栄町3-36-11-305
申立人 武蔵野サンハイツ久米川管理組合
本籍東京都江戸川区平井2丁目248番地、最後の住所東京都東村山市栄町3丁目36番地11武蔵野サンハイツ久米川211号、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日令和4年12月13日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和19年3月10日、職業不明
被相続人 亡 木村 重夫
事務所東京都国分寺市本町3-9-16本田ビル4F 武蔵国分寺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 足立 剛
催告期間満了日 令和8年8月31日
東京家庭裁判所立川支部

令和8年(家)第90002号

東京都三鷹市井の頭4丁目16番6-408号
申立人 牧田 涉
本籍福島県福島市渡利字高谷12番地7、最後の住所東京都清瀬市松山2丁目15番5号TKハイム清瀬205号、死亡の場所東京都清瀬市、死亡年月日令和7年9月13日、出生の場所福島県須賀川市、出生年月日昭和33年11月15日、職業無職
被相続人 亡 小林 宏
事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4かたくり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 英司
催告期間満了日 令和8年9月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40082号

神奈川県綾瀬市深谷中4丁目7番10号
申立人 社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会
本籍神奈川県厚木市東町2531番地、最後の住所神奈川県綾瀬市寺尾中4丁目15番1号コーポ石坂101、死亡の場所神奈川県綾瀬市、死亡年月日推定令和6年8月24日、出生の場所神奈川県愛甲郡愛川町、出生年月日昭和31年12月14日、職業無職
被相続人 亡 藤江 剛
事務所横浜市中区本町2-22京阪横浜ビル4階
相続財産清算人 弁護士 武藤 一久
催告期間満了日 令和8年9月18日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第41121号

神奈川県藤沢市藤沢976番地の2秀明ビル5階
申立人 門田 涉
本籍神奈川県藤沢市辻堂西海岸1丁目9番、最後の住所神奈川県藤沢市藤が岡2丁目10番19号サニーライフ湘南藤沢、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和7年11月10日、出生の場所神奈川県藤沢市、出生年月日昭和29年7月24日、職業無職
被相続人 亡 安西 章
事務所横浜市中区住吉町1-2スカーフ会館5階
相続財産清算人 弁護士 吉田 正穂
催告期間満了日 令和8年9月18日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第4081号

新潟市中央区営所通1番町302番地1
申立人 新潟縣信用組合
本籍新潟県上越市新光町1丁目600番地1、最後の住所新潟県上越市新光町1丁目6番28号、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日令和7年4月26日、出生の場所新潟県直江津市、出生年月日昭和40年7月30日、職業会社役員
被相続人 亡 上石 洋
新潟市中央区医学町通2番町74番地 パンビル801号室
相続財産清算人 弁護士 寺尾 昌樹
催告期間満了日 令和8年9月18日
新潟家庭裁判所高田支部

令和7年(家)第110号

長野県飯田市育良町2丁目5番3号
申立人 松澤 崇志
本籍静岡県静岡市葵区南瀬名町6番、最後の住所長野県飯田市松尾代田1522番地1今村コーポ1階、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日令和7年7月2日、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和33年6月2日、職業無職
被相続人 亡 望月 勇
長野県飯田市育良町2丁目5番3号松澤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松澤 崇志
催告期間満了日 令和8年8月28日
長野家庭裁判所飯田支部

令和7年(家)第122号

長野県飯田市松尾明5234番地1松屋アパート5号
 申立人 木下 久子
 本籍長野県飯田市北方1389番地、最後の住所長野県飯田市松尾代田636番地1、死亡の場所長野県飯田市、死亡年月日令和7年7月28日、出生の場所長野県飯田市、出生年月日昭和27年3月31日、職業アルバイト
 被相続人 亡 木下 邦彦
 長野県飯田市高羽町1丁目5番地6後田法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 後田 寿久
 催告期間満了日 令和8年8月28日
 長野家庭裁判所飯田支部

令和7年(家)第7921号

名古屋市北区東味鏡2丁目1103番地
 申立人 川勝 照代
 本籍名古屋市中村区稲上町2丁目18番地、最後の住所名古屋市北区東味鏡2丁目1103番地、死亡の場所名古屋市北区、死亡年月日令和7年8月19日、出生の場所岐阜県養老郡時村、出生年月日昭和2年4月23日、職業無職
 被相続人 亡 三和キミ子
 事務所名古屋市中区丸の内3-9-16 丸の内YSビル7階 山下法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 岡野 雄介
 催告期間満了日 令和8年9月4日
 名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第5058号

山口県下関市安岡町4丁目13番4号
 申立人 野口 周三
 本籍福岡県遠賀郡芦屋町山鹿1982番地2、最後の住所山口県下関市安岡町4丁目13番4号野口周三方、死亡の場所山口県下関市、死亡年月日令和7年10月28日、出生の場所福岡県遠賀郡底井野村、出生年月日大正13年1月2日、職業無職
 被相続人 亡 野口 裕子
 山口県下関市田中町7番11号田中町ビル2号室鈴木法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 鈴木 朋絵
 催告期間満了日 令和8年9月4日
 山口家庭裁判所下関支部

令和7年(家)第466号

三重県津市片田志袋町307番地
 申立人 古谷 貞博
 本籍三重県津市片田志袋町307番地、最後の住所三重県津市片田志袋町307番地、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和5年9月21日、出生の場所三重県津市、出生年月日昭和3年3月11日、職業無職
 被相続人 亡 古谷 春子
 三重県津市羽所町345番地津駅前第一ビル6階北菌法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 北菌 太
 催告期間満了日 令和8年8月27日
 津家庭裁判所

令和7年(家)第81368号

大阪府高槻市桃園町2番1号
 申立人 高槻市
 本籍大阪府茨木市太田2丁目8番、最後の住所大阪府高槻市下田部町1丁目5番18号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和7年2月末頃、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和39年11月29日、職業無職
 被相続人 亡 堀切 順
 大阪府中央区平野町2丁目2番9号ビル皿井803
 相続財産清算人 弁護士 金 建龍
 催告期間満了日 令和8年9月28日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81632号

大阪府大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
 申立人 大阪市住吉区保健福祉センター所長
 本籍大阪府大阪市住吉区南住吉2丁目86番地、最後の住所大阪市住吉区南住吉2丁目13番5-304号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日推定令和7年7月21日から31日までの間、出生の場所大阪府大阪市住吉区、出生年月日昭和30年8月4日、職業無職
 被相続人 亡 大里 成人
 大阪府西区西本町1丁目8番2号 三晃ビル510
 相続財産清算人 弁護士 三谷 岳大
 催告期間満了日 令和8年9月28日
 大阪家庭裁判所

令和8年(家)第4010号

大阪府羽曳野市羽曳が丘西7丁目10-3
 申立人 鈴木万里子
 本籍大阪府大阪市西区江戸堀1丁目50番地、最後の住所大阪府羽曳野市西浦4丁目5番10号、死亡の場所大阪府羽曳野市、死亡年月日令和6年10月2日、出生の場所大阪府三島郡豊川村、出生年月日昭和22年6月30日、職業不明
 被相続人 亡 猪飼清二郎
 事務所大阪府中央区北浜2-1-3北浜清友会館ビル7階
 相続財産清算人 弁護士 奥山 隆輔
 催告期間満了日 令和8年9月10日
 大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第40143号

岩手県紫波郡紫波町高水寺字中田35番地35
 申立人 工藤 雅子
 本籍岩手県盛岡市東山2丁目15番、最後の住所盛岡市西仙北1丁目37番6-406号、死亡の場所岩手県盛岡市、死亡年月日令和6年5月12日、出生の場所鹿児島県伊佐郡大口町、出生年月日昭和9年4月24日、職業不詳
 被相続人 亡 山中 太成
 事務所盛岡市中央通3-3-1 ジブラルタル中央ビル4階3号 盛岡ひかり法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 作山 直輝
 催告期間満了日 令和8年8月31日
 盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第30229号

仙台市青葉区北山2丁目6番1
 申立人 ディナ・スカーラ北山管理組合
 本籍宮城県仙台市太白区坪沼字砂田77番地、最後の住所仙台市青葉区北山2丁目6番1-210号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和6年2月11日頃から20日頃までの間、出生の場所宮城県名取郡生田村、出生年月日昭和27年6月24日、職業不明
 被相続人 亡 樋渡 清
 仙台市青葉区一番町2丁目11番12号 プレジデント一番町208号 法律事務所 あかり
 相続財産清算人 弁護士 丸山 孝
 催告期間満了日 令和8年9月4日
 仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30022号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号
 申立人 株式会社日本政策金融公庫
 本籍宮城県白石市斎川字森内23番地、最後の住所宮城県白石市斎川字森内23番地、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和5年1月27日、出生の場所宮城県刈田郡齋川村、出生年月日昭和25年3月18日、職業食肉卸売業
 被相続人 亡 齋藤 豊
 仙台市青葉区本町1丁目5番31号シエロ仙台ビル4F
 相続財産清算人 司法書士 稲辺 博幸
 催告期間満了日 令和8年9月24日
 仙台家庭裁判所大河原支部

令和7年(家)第30045号

宮城県柴田郡大河原町字新桜町1番地1
 申立人 一般社団法人シニアパートナーズ
 本籍岩手県釜石市大町1丁目64番地、最後の住所宮城県白石市字白石沖4番地1、死亡の場所宮城県名取市、死亡年月日令和7年9月8日、出生の場所岩手県東磐井郡千厩町、出生年月日昭和35年7月2日、職業無職
 被相続人 亡 中畑 文哉
 主たる事務所仙台市青葉区春日町7番32号
 相続財産清算人 司法書士法人りそえる
 同代表者代表社員 佐々城 理
 催告期間満了日 令和8年9月24日
 仙台家庭裁判所大河原支部

令和7年(家)第30332号

千葉県柏市柏5丁目10番1号
 申立人 柏市長 太田 和美
 本籍千葉県柏市増尾4丁目1347番地内1、最後の住所千葉県柏市南柏1丁目11番7号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和6年11月11日ころから20日ころまでの間、出生の場所千葉県東葛飾郡流山町、出生年月日昭和28年1月2日、職業不明
 被相続人 亡 笠松 新一
 事務所千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷4-8-1 平安ビル302号室 かまがや総合法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 川田 真範
 催告期間満了日 令和8年9月22日
 千葉家庭裁判所松戸支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年（へ）第2号

静岡市葵区昭府2丁目4番1号
申立人 新栄道路標識株式会社
代表者代表取締役 崎山 裕二
権利を争う旨の申述の終期 令和8年5月29日
令和8年1月23日 小田原簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 A618552

金額 450,000円

支払期日 令和7年6月30日

支払地 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原

支払場所 さがみ信用金庫仙石原支店

振出日 令和7年2月28日

振出地 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原

振出人 箱根建設株式会社 代表取締役 勝俣 昭彦

受取人 申立人

裏書人 申立人

被裏書人 株式会社キタムラ産業

最終所持人 申立人

令和8年（へ）第1号

名古屋市中区伊勢山1丁目1番4号

申立人 株式会社チュウオー

代表者代表取締役 栗田 和典

権利を争う旨の申述の終期 令和8年5月12日

令和8年1月21日 名古屋簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B A28141

金額 240,350円

支払期日 令和7年11月30日

支払地 名古屋市

支払場所 株式会社名古屋銀行本店営業部

振出日 令和7年7月31日

振出地 白地

振出人 株式会社三進製作所 代表取締役 柳 下 宙士

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年（家）第315号

青森県青森市大字矢田前字本泉18番地27

申立人 丹羽 喜久

本籍青森県青森市大字矢田前字本泉18番地28、最後の住所青森県青森市大字矢田前字本泉18番地27

不在者 丹羽 政市

大正8年10月30日生

届出期間満了日 令和8年5月25日

青森家庭裁判所

令和7年（家）第369号

栃木県宇都宮市宮山田町2637番地

申立人 塚原 正治

本籍栃木県宇都宮市宮山田町2637番地、最後の住所栃木県宇都宮市宮山田町2637番地

不在者 塚原 文雄

昭和40年12月25日生

届出期間満了日 令和8年5月27日

宇都宮家庭裁判所

令和7年（家）第8555号

北海道小樽市春香町207番地

申立人 猪俣 一明

国籍ブラジル（日本国籍喪失時の本籍北海道帯広市東三条南6丁目壱番地）、最後の住所ブラジル国以下不詳

不在者 猪俣 孝史

西暦1949年3月24日生

届出期間満了日 令和8年5月27日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第9934号

東京都杉並区天沼3丁目23番23号

申立人 石山みどり

本籍東京都葛飾区青戸町4丁目式百式番地（戸籍上の表記：東京市葛飾区青戸町四丁目式百式番地）、最後の住所不明

不在者 吉野 京子

昭和5年1月14日生

届出期間満了日 令和8年5月29日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第719号

岐阜県中津川市千旦林1547番地1

申立人 加藤 健一

本籍岐阜県中津川市千旦林1547番地1、最後の住所岐阜県中津川市千旦林1547番地の1

不在者 加藤スズエ

昭和15年8月24日生

届出期間満了日 令和8年5月29日

岐阜家庭裁判所中津川出張所

令和7年（家）第374号

静岡県浜松市浜名区細江町中川975-4

申立人 石川ひとみ

本籍静岡県浜松市中央区砂山町357番地、最後の住所静岡県浜松市南区若林町1289番地の1 キャッスルモモI 201号

不在者 鈴木きた子

昭和26年8月28日生

届出期間満了日 令和8年5月29日

静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年（家）第4345号

東京都多摩市一ノ宮2丁目20番地の6 クレール第2 聖蹟桜ヶ丘101

申立人 片倉 満

本籍大阪府豊中市中桜塚4丁目77番地、最後の住所大阪府豊中市桜塚東通3丁目21番地

不在者 小山 政直

明治30年5月9日生

届出期間満了日 令和8年5月25日

大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和7年（家）第153号

本籍青森県北津軽郡鶴田町大字胡桃館字池田12番地1、最後の住所青森県北津軽郡鶴田町大字胡桃館字前田170

不在者 阿保カツエ

昭和20年6月23日生

令和8年1月24日失踪宣告審判確定

青森家庭裁判所五所川原支部裁判所書記官

令和7年（家）第358号

本籍福岡県筑紫野市光が丘5丁目3番地13、最後の住所埼玉県戸田市大字新曽152番地の2 第1スカイハイツ戸田102号室

不在者 床嶋 亨平

昭和63年2月10日生

令和8年1月24日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第773号

本籍富山県高岡市関町22番地、最後の住所富山県高岡市関町22番地

不在者 小林 春信

昭和5年6月3日生

令和8年1月24日失踪宣告審判確定

富山家庭裁判所高岡支部裁判所書記官

令和7年（家）第794号

本籍石川県金沢市三馬3丁目328番地、最後の住所石川県金沢市三馬3丁目328番地テニメント三馬2号棟・1号

不在者 澤田 弘

昭和29年3月7日生

令和8年1月24日失踪宣告審判確定

金沢家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第826号

本籍石川県かほく市内高松未100番地1、最後の住所石川県かほく市内高松未100番地1

不在者 江上 緑

昭和15年6月11日生

令和8年1月24日失踪宣告審判確定

金沢家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第144号

本籍岡山県新見市唐松1284番地、最後の住所岡山県新見市唐松1284番地

不在者 伊達 廣司

昭和7年4月27日生

令和8年1月24日失踪宣告審判確定

岡山家庭裁判所新見支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和6年(家)第184号

本籍栃木県日光市日向445番地、住所千葉県木更津市太田1丁目4番10号アミーゴ荘22号申立人(失踪者) 徳田 満江
昭和23年10月8日生
令和8年1月23日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所木更津支部裁判所書記官

令和7年(家)第762号

本籍鹿児島県薩摩郡さつま町二渡4901番地、住所川崎市高津区新作4丁目7-17 新作第二荘
申立人(失踪者) 徳丸 信一
昭和30年9月11日生
令和8年1月24日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和7年(家)第281号

本籍千葉市中央区寒川町3丁目195番地、住所神奈川県横須賀市吉井2-6-5-1011
申立人(失踪者) 芦原 町子
昭和17年10月27日生
令和8年1月22日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所横須賀支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第734号

相模原市中央区並木3丁目1番6-702号
債務者 有限会社眞工業
代表者代表取締役 八巻 政広

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 矢尾 覚史
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後1時45分

横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第586号

東京都江戸川区西小岩1丁目21番20号
債務者 中真堂株式会社
代表者代表取締役 渡辺浩一郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片上 誠之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第41号

千葉県柏市名戸ヶ谷1165番地
債務者 株式会社やまや木材
代表者代表取締役 山下 敏文

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高島 圭介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前10時30分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第43号

千葉県柏市逆井433番地29
債務者 有限会社エムズコム
代表者取締役 梅澤 崇

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金谷 紀雄
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時10分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和8年(フ)第38号

名古屋市中天白区元八事5丁目85番地
債務者 株式会社アノンセクレ
代表者代表取締役 天野小百合

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古澤 仁之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第395号

奈良県桜井市大字粟殿8番地の5
債務者 アップグレード株式会社
代表者代表取締役 寺西 博子

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺川 拓
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後1時10分

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第983号

北九州市小倉北区古船場町9番11-201号
債務者 株式会社amon
代表者代表取締役 武田 英紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 敬一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後3時

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年(フ)第70号

横浜市青葉区榎が丘47番地38
債務者 株式会社アイティープランナーズ
代表者代表取締役 竹田 雅明

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浅葉 康之
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前11時10分

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第16号

青森県八戸市大字売市字小侍8番地11
債務者 有限会社種市塗装工業
代表者取締役 種市けさ子

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 秀隆
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前11時10分

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第227号

千葉県木更津市大久保2丁目23番8号
債務者 株式会社キャリアスタ
代表者代表取締役 高石 英忠

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平川 豪
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時30分

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第188号

富山県高岡市石瀬905番地1
債務者 合同会社ジャストワン
代表社員 高橋 真史

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 隆慎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前10時30分

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第255号

茨城県古河市本町4丁目1番9号
債務者 有限会社エヌケーワイ
代表者代表取締役 小野里直行

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 志村 和俊
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月31日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前10時30分

水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第2441号

福岡市中央区清川2丁目9番2号
債務者 株式会社FORDEL
代表者代表取締役 石橋 和也

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口明日香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2443号

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字白川458番地1
債務者 株式会社CUBIC
代表者代表取締役 石橋 和也

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口明日香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午前11時
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第84号

福岡市中央区今泉1丁目17番21号
債務者 株式会社ボストンナイン
代表者代表取締役 川本 元

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福井慎一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前10時
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2436号

福岡市東区美和台7丁目2番11号
債務者 株式会社RELIVE
代表者代表取締役 田中 快歡

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮原 誉邦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前11時30分
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第6号

新潟市江南区三條岡2丁目3番3号
債務者 有限会社建水舎
代表者清算人 伏見 直行

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小松 弥生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後4時30分
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2415号

福岡市中央区平尾5丁目4-34-101
債務者 コンテツ設計株式会社
代表者代表取締役 秋成 幸治

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 住野 武史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午前11時
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第1号

兵庫県姫路市別所町別所1642番地1
債務者 株式会社アイメックス
代表者代表取締役 中山 幸治

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊井 翼
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時10分
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第2261号

福岡市南区野間1丁目21番1-205号
債務者 株式会社ツインポケット
代表者代表取締役 松本 研二

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加茂 雅也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前11時
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第114号

大阪市平野区平野本町1丁目7番4号
債務者 有限会社後藤曲物工業
代表者代表取締役 後藤 浩一

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荻原 星治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午後2時10分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第2号

札幌市清田区里塚緑ヶ丘3丁目5番19号
債務者 株式会社眞鍋企画
代表者代表取締役 眞鍋 慎吾

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 折田 純一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(フ)第44号

新潟市江南区小杉1丁目1番27号
債務者 宝商事株式会社
代表者代表取締役 山田 隆一

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口 祐郁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月1日午前10時
新潟地方裁判所民事部

令和8年(フ)第5号

大分市大字中戸次962番地の5
債務者 圭味株式会社
代表者代表取締役 吉良 圭司

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 佳織
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月11日午後1時30分
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第14号

福岡市博多区豊2丁目2番57号
債務者 有限会社アールツウコーポレーション
代表者取締役 野田 謙二

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鳥居 玲子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時
福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(フ)第92号

大阪市中央区南船場4丁目10番5号南船場S
OHOビル702
債務者 株式会社ミクティ
代表者代表取締役 井貫 充

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 祥子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後1時50分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第4号

熊本県球磨郡錦町大字西715番地166
債務者 合同会社マグロヤ
代表者代表社員 西 芳史

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田畑 求三
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後1時30分
熊本地方裁判所人吉支部

令和8年(フ)第21号

神奈川県藤沢市西俣野924番地
債務者 大藤産業株式会社
代表者代表清算人 横澤 清志

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山村 健一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月18日午前10時50分
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第16号

埼玉県行田市若小玉1588-3、商業登記簿上の本店所在地埼玉県行田市大字若小玉3042番地5
債務者 有限会社フレッシュ運輸
代表者代表取締役 長谷部幸子

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丸田健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前11時15分
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第6604号

大阪市西区江戸堀1丁目24番12号
債務者 株式会社コントライル
代表者代表取締役 織田正太郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 麻紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第7号

香川県高松市仏生山町甲9番地1
債務者 河野 良博

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 邦人
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月14日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（フ）第2429号

福岡市博多区那珂4丁目19番8—504号
ファミリー那珂、前住所福岡市博多区板付5丁目7番69号 栄荘 102号
債務者 栞原 正剛

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野 雄也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2487号

福岡県糟屋郡志免町別府1丁目18番27—301号
債務者 宮本 昂樹

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 瑛子
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第228号

千葉県木更津市大久保2丁目23番8号
債務者 高石 英忠

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平川 豪
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年（フ）第135号

福島県会津若松市松町4番8号、前住所福島県会津若松市河東町南高野字葉山83番地 市宮住宅葉山団地1号棟104号
債務者 佐藤 勝

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新田 周作
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月23日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年3月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年（フ）第2260号

神奈川県海老名市中新田3丁目43番50—103号
債務者 橋谷 順二

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 満松 和憲
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月13日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月6日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第31号

東京都福生市大字熊川1692番地平林マンション402号室
債務者 浅沼 弘

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 健太

- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月14日午後2時

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第82号

東京都八王子市南大沢5丁目20番地5—103
債務者 永瀬由利子

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片岡 麻衣
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月14日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月14日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第27号

堺市南区御池台1丁23番4号
債務者 夏目 恭行

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第95号

横浜市鶴見区北寺尾7丁目25番19—205号
債務者 長野 末男

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関本 和臣
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日午後2時10分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第120号

横浜市港北区綱島西4丁目5番33号
債務者 鈴木 利学

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片桐 久充
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日午前11時10分

- 6 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第3076号

横浜市戸塚区矢部町1146番地 メゾンコイト101号
債務者 三浦 七瀬

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 桑原 康孝
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月28日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第461号

静岡県浜松市浜名区根堅970番地の2
債務者 杉山 康直

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江間 吉洋
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月22日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年（フ）第189号

富山県射水市三ヶ2650番地13
債務者 高橋 真史

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 隆慎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午前10時35分
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和8年(フ)第8号

富山県砺波市苗加420番地4 コーポ砺波2号館121号室
債務者 石畠 収

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 敏彦
- 4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月30日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年4月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和7年(フ)第781号**

岡山市中区門田屋敷4丁目5番21号
債務者 鈴木 麻帆

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月31日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月7日午前11時10分
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第6676号

大阪府大東市中垣内1丁目8番35号
債務者 早川 紅瑠

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月12日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第38号

大阪府茨木市南安威2丁目6番20号 田中ビル302号
債務者 新谷 良紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月3日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年4月24日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第6号

熊本県球磨郡多良木町大字多良木130番地3
債務者 西 静子

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月15日午後1時30分
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止**令和7年(フ)第424号**

福岡市中央区平尾5丁目19番37-103号
破産者 合同会社メディカルライフサポート

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第148号

福島県いわき市四倉町字東3丁目129番地の1
破産者 株式会社大哲工業

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第2213号

名古屋港区宝神2丁目2510番地の2
破産者 ジービーコンストラクション株式会社

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第153号

栃木県下都賀郡壬生町中央町15番9号
破産者 高山 康則

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第487号

栃木県宇都宮市御蔵町5-5、商業登記簿上の本店所在地栃木県宇都宮市御蔵町3235-1
破産者 株式会社K. K. C

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第514号

埼玉県三郷市幸房1439番地13
破産者 株式会社関田興業

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第166号

千葉県袖ヶ浦市蔵波台3丁目1番地28 旭信ハイツB202号
破産者 太田 愛菜

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第188号

千葉県木更津市朝日1丁目3番30号 ドルチェ・ヴィータ106号
破産者 羽鳥 康雄

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第25号

福島県郡山市栄町9番3号
破産者 合同会社ハイ・プロモーション

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第1239号

横浜市磯子区洋光台6丁目19番29号
破産者 株式会社PANDO

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第274号

静岡県駿河区有明町6番1-205号
破産者 株式会社フラップ

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第46号

熊本県球磨郡相良村大字柳瀬979番地の5
破産者 株式会社ウッドイラブタカバ

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結**令和7年(フ)第267号**

群馬県前橋市六供町3丁目56番地6
破産者 株式会社ジャン・エンタープライズ

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第60号

北海道空知郡南幌町元町2丁目3番8号
破産者 有限会社山ヤ松田商店

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和6年（フ）第157号

千葉県君津市大和田2丁目5番地12

破産者 小松 真也

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所木更津支部

令和6年（フ）第162号

青森県弘前市大字豊原2丁目7番地2 エト

ワール弘前第1—108号、開始決定時の住所

青森県弘前市大字元薬師堂3番地3

破産者 三上 大輔

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

青森地方裁判所弘前支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和7年（フ）第454号

福岡市西区姪浜駅南1丁目2番10—603号

ステーションハイツ

破産者 金沢屋南区野間店こと 尾方 聖一

- 1 決定年月日 令和8年1月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第873号

福岡県糟屋郡粕屋町戸原西2丁目2番28—

305号 原町ハイツⅢ

破産者 岩崎 貴志

- 1 決定年月日 令和8年1月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年（フ）第1802号

福岡市南区平和2丁目10番18—1号 メゾ

ネット平和B号

破産者 ツクルこと 宮崎 俊彦

1 決定年月日 令和8年1月28日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1389号

福岡市博多区板付2丁目14番42—101号 サ

ン・ライズ板付B、前住所福岡市博多区那珂

6丁目21番16—809号 プライトクロス博多

SOUTH

破産者 読売センター春日原こと 藤野 一弘

- 1 決定年月日 令和8年1月28日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第629号

京都市右京区梅津開キ町30番地の45

破産者 浅井 弘之

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和5年（フ）第689号

大阪府寝屋川市寿町37番3号

破産者 村上 恵子

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年（フ）第1713号

大阪府吹田市千里丘西17番17号

破産者 岩壱技研こと 岩中 一隆

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1384号

神戸市北区京地2丁目16番地の7

破産者 長谷川吉秀

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第2677号

大阪市東住吉区杭全3丁目5番2号 モーニ

ングヒルズ202号

破産者 西川 篤

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第770号

広島市南区上東雲町24番5—304号

破産者 三井 淳

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第111号

福井県小浜市駅前町12番21号 21ビル211、

開始時の住所福井県小浜市生守第22号2番地

の5

破産者 松井 雅弘

- 1 決定年月日 令和8年2月2日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所敦賀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年（フ）第122号

鹿児島県垂水市中俣426番地3

破産者 後迫 順子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月19日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時30分

令和8年1月29日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年（フ）第391号

福岡市東区香椎浜1丁目2番6—402号 市

営香椎浜団地

破産者 石山 弘海

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月22日午後1時30分

令和8年1月27日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1013号

福岡市南区野間1丁目1番19—901号

破産者 X-Z E U S株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月16日午前11時

令和8年1月30日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第1357号

福岡市南区検原4丁目2番20号

破産者 伊藤 康弘

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月23日午前11時30分

令和8年1月26日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第528号

埼玉県吉川市美南1丁目19番地27

破産者 河野 一晃

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月10日午前10時40分

令和8年1月30日

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和6年(フ)第226号

静岡県焼津市八幡1丁目11番地の11 レコル
テ205

破産者 中島 正博

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月25日午前11時20分
令和8年2月2日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第981号

広島市南区向洋大原町12-2-459号室、住
民票上の住所山口県防府市高倉2丁目18番1
号

破産者 木場 寛

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月24日午後2時30分
令和8年1月30日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第26号

山口県光市島田5丁目1番12号

破産者 長井久美子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月17日午前11時
令和8年2月2日 山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第1991号

福岡県大野城市大城4丁目9番8号 アーバ
ンハイツ四王寺305号

破産者 西川 公靖 (旧姓桑川)

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月21日午後1時30分
令和8年1月29日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第92号

大分県中津市大字大塚702番地7、前住所大
阪府泉北郡忠岡町忠岡中1丁目14番6号
ミッテ1号館303号室

破産者 穂吉 翔

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月25日午後1時10分
令和8年2月2日

大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第94号

大分県豊後高田市新地1955番地4

破産者 南 富希美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月15日午後1時10分
令和8年2月2日

大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第3309号

大阪市北区豊崎3丁目20番9号

破産者 株式会社上原商店

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後1時40分
令和8年1月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3310号

兵庫県三田市三田町16-9 ハイエスト三田
203号、住民票上の住所兵庫県三田市三輪1
丁目7番15-504号

破産者 上原 和也

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後1時40分
令和8年1月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3974号

(最後の住所)大阪府東大阪市新庄1丁目5
番26-502号、開始決定時大阪府東大阪市新
庄1丁目5番26-502号

破産者 被相続人亡穂積道和相続財産

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時10分
令和8年1月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第119号

沖縄県浦添市仲西3丁目16番20-504号 タ
カダ仲西ヒルズ、開始決定時の住所沖縄県宜
野湾市普天間1丁目30番7号

破産者 泉 英治

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時
令和8年1月30日

那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第2705号

千葉県市川市相之川1丁目8番1-408号(プ
ラザ南行徳)

破産者 仙崎 昭憲

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月4日午後2時10分
令和8年1月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第691号

岡山市北区辛川市場248番地25 フルール102
号室

破産者 園田 康訓

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 2 一般調査期日 令和8年4月7日午後1時50分
令和8年1月30日

岡山地方裁判所第3民事部

破産債権の特別調査期日**令和7年(フ)第1432号**

福岡市博多区奈良屋町2番1号

破産者 和光情報システム株式会社

- 特別調査期日 令和8年2月24日午後2時30分
令和8年1月27日

福岡地方裁判所第4民事部

**債権届出期間及び債権調査期
日取消****令和7年(フ)第1254号**

大阪府松原市一ツ家1丁目18番3号、開始決
定時大阪府大東市三戸4丁目10番33号 スプ
リングメドーズ303号

破産者 和田 晋弥

- 主文 令和8年1月16日に決定した債権届出期間
(令和8年2月20日まで)及び債権調査期日(令
和8年4月23日午後3時30分)の指定を取り消
す。
令和8年1月27日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終
了による計算の報告書の提出があった。破産法89
条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以
下の期間内に裁判所に異議を述べなければなら
ない。

令和7年(フ)第4998号

大阪市住吉区山之内3-4-10-201、住民
票上の住所堺市堺区大浜北町2丁目1番7-
612号

破産者 安井 一郎

- 異議申述期間 令和8年3月27日まで
令和8年1月30日

大阪地方裁判所第6民事部

免責審尋期日**令和7年(フ)第5476号**

東京都中央区築地1丁目13-5-2109

破産者 小田 隆雄

- 審尋期日 令和8年5月18日午後1時30分
令和8年1月30日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第6704号

東京都港区白金1丁目2-2-W411、破産
申立時の住所東京都渋谷区猿楽町16-11-
205

破産者 浅野 弘治

- 審尋期日 令和8年5月19日午後3時
令和8年1月30日

東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始**令和8年(ヒ)第1号**

新潟市中央区寄居町332番地18新潟シテイビ
ル3階

清算株式会社 株式会社猪子場管財

代表清算人 村山 雄亮

- 1 決定年月日 令和8年1月26日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

新潟地方裁判所民事部

令和8年(ヒ)第1号

京都市中京区大宮通蛸薬師下る四坊大宮町
178番地

清算株式会社 株式会社おおき商事

代表清算人 大木 光

- 1 決定年月日 令和8年1月23日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を
命ずる。

京都地方裁判所第5民事部

特別清算終結

令和7年(七)第2号

宮城県石巻市真野小屋前38番地1
清算株式会社 ウッド新沼株式会社
代表清算人 新沼 豊

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所石巻支部

令和7年(七)第17号

徳島県小松島市赤石町7番8号
清算株式会社 株式会社村上商店

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和7年(七)第1002号

長野県千曲市大字鋳物師屋150番地
清算株式会社 株式会社M J
代表清算人 森川 潤一

- 1 決定年月日 令和8年1月30日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 協定債権の権利変更

協定債権(以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という)については、以下のとおり権利変更を受ける。

(1) 債権債務の確認

株式会社M J(以下「会社」という)が各協定債権者に対し負担している令和7年7月31日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定案別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。

(2) 協定債権者による債務免除

協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者に対して負担する一切の債務を免除する。

(3) 新たな財産が発見された場合の追加弁済

会社は、新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙協定案別表の「配当基準額」欄記載の金額割合に応じて支払う。この場合においては、前記(2)の規定により会社が受けた債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

2 弁済の方法(上記1(3)に該当する事実が発生した場合)

(1) 支払の方法

協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。

(2) 弁済額計算における端数の処理

協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 本協定債権者の弁済受領不能等

会社は、協定債権者の住所変更等やむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。

(別紙省略) 以上
長野地方裁判所上田支部

令和7年(七)第13号

岡山市北区本町6番36号
清算株式会社 株式会社天満屋ホテルズ
アンドリゾーツ

代表清算人 伊原木省五

- 1 決定年月日 令和8年1月29日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 清算株式会社は、協定債権者である株式会社天満屋及び丸田産業株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。

2 前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3 各協定債権者は、前二項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

4 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各

協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

岡山地方裁判所第3民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和7年(再)第30号

東京都墨田区押上2丁目13番1-1301号
再生債務者 倉持 広多

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
- 3 債権者集会
(1) 期日 令和8年3月25日午後2時
(2) 会議の目的 再生計画案の決議
- 4 書面投票期間 令和8年3月17日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和8年3月11日
令和8年1月30日

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

令和7年(再)第2号

愛知県一宮市明地字東下城84番地1
再生債務者 S K K株式会社(旧商号鈴憲毛織株式会社)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。
令和8年1月28日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第218号

埼玉県川口市上青木2丁目9番31-3号
再生債務者 山本 諭

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第186号

千葉県若葉区高品町1062番地60
再生債務者 早川 司

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第71号

岐阜市高岩町4 Casa Primera 301、(住民票上の住所)名古屋瑞穂区船原町6丁目28番地の8
再生債務者 林 祥治

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第27号

岐阜県土岐市妻木町932番地の6
再生債務者 池宮 武

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(再イ)第292号

名古屋市千種区今池5丁目5番5号 F i d e l i o 401号(従前の住所)東京都東久留米市浅間町3丁目23番17号 ルピナス I 101

再生債務者 樋口 誠浩

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第329号

名古屋市瑞穂区白砂町4丁目14番地の3 リ
パーク若葉102号

再生債務者 中村 光志

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月6日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第74号

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字下山84番地
メトロ扶桑 201号

再生債務者 大西 明子

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月20日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年2月27日から令和8年3月6日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再イ)第245号

北海道石狩市樽川5条3丁目111番地
再生債務者 桐明 史人

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第325号

札幌市中央区南2条西12丁目324番地4 ネ
スト南2条601号

再生債務者 西野 元志

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月10日から令和8年3月17日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第24号

北海道苫小牧市表町5丁目1番18—805号
再生債務者 篠原 淳

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月16日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和8年(再イ)第1号

三重県四日市市富田一色町23番38—1号
再生債務者 谷口 嘉一

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月2日から令和8年3月9日まで

津地方裁判所四日市支部

令和7年(再イ)第107号

岡山市中区赤田309番地10
再生債務者 赤木希代子

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月16日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第6号

愛媛県今治市北日吉町3丁目5番17号
再生債務者 森中 愛治

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月2日から令和8年3月9日まで

松山地方裁判所今治支部

令和7年(再イ)第256号

福岡市西区豊浜1丁目22番15号
再生債務者 芝 剛

- 1 決定年月日時 令和8年1月26日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月2日から令和8年3月9日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第306号

福岡市南区日佐4丁目35番18—303号 ミモ
ザ

再生債務者 辻 文子

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月10日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第2号

福岡市中央区平尾1丁目7番20—107号 平
尾ハウス

再生債務者 矢野 涼二

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月10日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第356号

福岡県大野城市牛頸4丁目11番37号 プリ
エールdeux201号

再生債務者 岩崎 成人

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月11日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和8年(再イ)第1号

福岡市中央区鳥飼2丁目6番2—1102号 タ
ワーTORIKAI

再生債務者 田中 友規

- 1 決定年月日時 令和8年1月28日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月4日から令和8年3月11日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第341号

福岡市中央区平尾4丁目1番15号 フラワー
ガーデンハイツ401号

再生債務者 西川 由美

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第342号

福岡市西区下山門団地8番501号 市営下山
門住宅8棟

再生債務者 松本 美香

- 1 決定年月日時 令和8年1月29日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月5日から令和8年3月12日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第69号

盛岡市仙北2丁目3番28号 レオパレス仙北
駅前204号

再生債務者 矢萩 和貴

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(再イ)第25号

宮城県栗原市栗駒中野上野原南51番地4
再生債務者 千葉 美香

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月13日から令和8年3月27日まで

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年（再イ）第142号

京都府綴喜郡井手町大字井手小字北玉水3-3 シャームゾン玉水102、住民票上の住所兵庫県三田市あかしあ台1丁目30番地14

再生債務者 井上 直行

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月16日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第144号

京都府木津川市木津清水129番地13

再生債務者 川副 遼介

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月16日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第145号

広島市西区中広町2丁目24番5-1102号

再生債務者 丸本 将吾

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和8年（再イ）第4号

広島県廿日市市四季が丘7丁目7番地14

再生債務者 北山 弘信

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第21号

広島県竹原市忠海長浜3丁目7番3号

再生債務者 寄能 隆文

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月23日まで

広島地方裁判所呉支部

令和8年（再イ）第5号

福岡市東区和白丘3丁目6番20-201号

サ
ンライフ和白丘

再生債務者 國崎 博元

- 1 決定年月日時 令和8年1月30日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月27日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月6日から令和8年3月13日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第21号

函館市亀田港町55番24号

再生債務者 柳田 達也

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年4月6日まで

函館地方裁判所

令和8年（再イ）第2号

函館市深堀町29番9号

再生債務者 後藤 美緒

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年4月6日まで

函館地方裁判所

令和7年（再イ）第10号

群馬県桐生市相生町5丁目583番地の10

再生債務者 丸山 嘉康

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年4月6日まで

前橋地方裁判所桐生支部

令和8年（再イ）第6号

富山県高岡市三女子24番地8

再生債務者 籠 雅俊

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月9日から令和8年3月16日まで

富山地方裁判所高岡支部

令和8年（再イ）第3号

栃木県下都賀郡壬生町緑町1丁目23番1号

ラフィネスおもちゃのまち駅前203

再生債務者 山口 茂大

- 1 決定年月日時 令和8年2月2日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月4日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月18日から令和8年3月25日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和7年（再イ）第58号

神奈川県大和市西鶴岡2丁目3番11-1号

再生債務者 穴水 浩史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月29日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第119号

横浜市金沢区柳町16番地6

再生債務者 竹下 剛史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月29日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第160号

神奈川県藤沢市大庭5583番地の11

再生債務者 菅原 政樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月12日まで

令和8年1月29日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第153号

横浜市旭区本宿町10番地26

再生債務者 杉山徹太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月13日まで

令和8年1月30日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年（再イ）第191号

千葉県市川市新井3丁目12番16-301号（グランクオール南行徳）

再生債務者 柴田 江梨

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月16日まで

令和8年1月29日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第405号

東京都世田谷区北沢5-39-4-201

再生債務者 大下 拓哉

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月21日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月16日まで

令和8年1月29日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第460号

東京都板橋区高島平7-47-11-103

再生債務者 武藤 裕文

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月9日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
16日まで
令和8年1月29日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第467号

東京都渋谷区神山町26-8-604

再生債務者 岩野 理恵

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
16日まで
令和8年1月29日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第59号

相模原市南区大野台1丁目16-2-1

再生債務者 四十井健介

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
17日まで
令和8年1月27日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第22号

相模原市南区相模大野5丁目3番17-405号

再生債務者 嶋田 大輔

1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月28日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
18日まで
令和8年1月28日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第49号

神奈川県座間市南栗原6丁目22番34号

再生債務者 三上 圭詞

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
18日まで
令和8年1月28日

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第190号

埼玉県上尾市浅間台4丁目14番地14

レ
ビュートかもがわ203

再生債務者 石川 実

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月21日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
19日まで
令和8年1月29日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第51号

埼玉県三郷市早稲田7丁目2番地3号棟504

号

再生債務者 川村 周平

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
19日まで
令和8年1月29日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第66号

川崎市幸区小向町15番33号

アムール御幸II

203

再生債務者 矢川 星苑

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
19日まで
令和8年1月29日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(再イ)第80号

岐阜市六条江東1丁目12番18号

再生債務者 小川 正則

1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月28日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
19日まで
令和8年1月29日

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第42号

岐阜県関市東新町7丁目14番地3

富岡ハウ

ス3号室

再生債務者 森 雅広

1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月29日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
19日まで
令和8年1月29日

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第59号

岐阜市南鶉6丁目62番地2

(ルスト南鶉

202)、(前住所)岐阜市茜部菱野2丁目74番

地1(ハイツエクセル 406)

再生債務者 鈴木ありさ

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月20日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
19日まで
令和8年1月29日

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第271号

名古屋市瑞穂区洲山町3丁目47番地の2

サンコーポライト411号

再生債務者 近藤 愛

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月9日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
19日まで
令和8年1月29日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第22号

宮城県栗原市志波姫沼崎南沖64番地5

再生債務者 遠藤 範之

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで
令和8年1月30日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和7年(再イ)第17号

山形市十日町2丁目3番1号

再生債務者 小山内幸広

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで
令和8年1月30日

山形地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第23号

千葉県旭市蛇園3607番地15

再生債務者 宮内 亮

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで
令和8年1月30日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第46号

静岡県浜松市浜名区細江町気賀2919番地の34

再生債務者 大植 公彰

1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月4日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで
令和8年1月30日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第29号

石川県かほく市松浜ハ26番地57

再生債務者 西脇 大成

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月8日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
25日まで
令和8年1月30日

金沢地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第29号

長野県安曇野市堀金烏川2243番地2

再生債務者 小澤 和人

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
25日まで
令和8年1月28日

長野地方裁判所松本支部

令和7年(再イ)第81号

大阪府泉南郡熊取町美熊台2丁目1番6-502号

再生債務者 中林 久佳

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
25日まで
令和8年1月28日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年(再イ)第383号

大阪府寝屋川市葛原新町3番51号

再生債務者 F u T e c h こと 中尾 哲

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月26日
付け再生計画面案2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月
26日まで
令和8年1月29日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第426号
 大阪市旭区中宮3丁目10番22号 レオパレス城北 102
 再生債務者 上田 大輔
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月26日まで
 令和8年1月29日
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第500号
 大阪市淀川区三津屋中2丁目4番2号
 再生債務者 長瀬 亮平
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月26日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月26日まで
 令和8年1月29日
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第78号
 大阪府泉大津市小松町4番4-402号
 再生債務者 エーヨー商会こと 工島 栄史
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月26日まで
 令和8年1月29日
 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和7年（再イ）第22号
 釧路市鳥取北5丁目9番3号
 再生債務者 石川 恭太
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月27日まで
 令和8年1月30日 釧路地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第24号
 佐賀県杵島郡江北町大字下小田218番地2
 再生債務者 田端 善幸
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月27日まで
 令和8年1月30日
 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和7年（再イ）第49号
 盛岡市黒川16地割19番地38
 再生債務者 佐藤 勲章
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月20日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
 令和8年1月30日
 盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年（再イ）第97号
 埼玉県新座市石神1丁目4番23号
 再生債務者 藤田 隆弘
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
 令和8年1月30日
 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第160号
 埼玉県上尾市大字上尾村581番地45
 再生債務者 湊 基
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月20日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
 令和8年1月30日
 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第73号
 川崎市幸区小向町6番4号 リバーサイド川崎小向 301
 再生債務者 平井 基彦
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
 令和8年1月30日
 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再イ）第63号
 岐阜県各務原市蘇原寺島町2丁目10番地
 再生債務者 水野龍之介

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
 令和8年1月30日 岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第94号
 静岡県藤枝市岡部町内谷975番地の5 ブルームA201
 再生債務者 古川 真哉
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月21日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
 令和8年1月30日
 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第97号
 静岡県清水区楠399番地 エステート楠205
 再生債務者 飯島 芳男
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
 令和8年1月30日
 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第293号
 愛知県日進市岩崎町神明115番地 V I L L A元屋敷B棟101
 再生債務者 西村 哲也
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月26日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
 令和8年1月30日
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第44号
 茨城県土浦市荒川沖東2丁目9番3-301号 ユーチャリス
 再生債務者 松本 雅広
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
 令和8年2月2日
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年（再イ）第46号
 茨城県つくば市桜が丘21番地4
 再生債務者 成田 翔平
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
 令和8年2月2日
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年（再イ）第28号
 茨城県守谷市久保ヶ丘1丁目3番地3 フォレストアベニュー久保ヶ丘壹番館102
 再生債務者 松田 正輝
 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月24日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
 令和8年2月2日
 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年（再イ）第5号
 群馬県桐生市菱町1丁目43番地の4
 再生債務者 齊藤 典明
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
 令和8年2月2日 前橋地方裁判所桐生支部

令和7年（再イ）第25号
 愛知県豊田市西中山町崩ヶ崎78番地46
 再生債務者 海野優依乃
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
 令和8年2月2日
 名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第84号
 愛知県豊田市高岡町松葉162番地2
 再生債務者 津田 保治
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月15日付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
 令和8年2月2日
 名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第94号

愛知県名古屋港区港陽3丁目2-20 エス
フィオーレ801(住民票上の住所)愛知県岡
崎市新堀町字蜂ヶ尻1番地2

再生債務者 榊原 慎人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
24日まで
令和8年2月2日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第118号

愛知県みよし市黒笹1丁目22番地5 フェ
リーチェI 202号

再生債務者 谷口 健孝

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
24日まで
令和8年2月2日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第229号

大阪府八尾市沼4丁目169番地 丸信ハウス
102号

再生債務者 谷畑 昌右

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
27日まで
令和8年1月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第7号

秋田県大仙市豊岡字五百刈田35番地

再生債務者 田口亜故美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
2日まで
令和8年2月2日 秋田地方裁判所大曲支部

令和6年(再イ)第105号

京都市右京区梅津上田町38番地 ピュアハウ
ス101号、再生手続開始決定時の住所京都市
右京区太秦井戸ヶ尻町26番地1

再生債務者 茶谷 静児

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月16日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
5日まで
令和8年2月2日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第123号

京都市中京区壬生東高田町16番地

再生債務者 高井 賢二

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日
付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月
5日まで
令和8年2月2日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第92号

北九州市八幡東区西本町4丁目4番17-501
号

再生債務者 古殿 彬

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
18日まで
令和8年1月28日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(再イ)第41号

熊本市南区日吉1丁目8番34号 レジデンス
スターライト201号

再生債務者 狩浦 亮士

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月16日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
18日まで
令和8年1月28日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第50号

熊本市南区薄場1丁目1番50号

再生債務者 松尾 錠二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月26日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月18日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
18日まで
令和8年1月28日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第96号

兵庫県加古川市尾上町池田1535番地(開始決
定時申出住所)加古川市尾上町池田83番地の
2

再生債務者 大濱 久佳

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
26日まで
令和8年1月29日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第107号

兵庫県加古川市平岡町土山430番地の14

再生債務者 矢島 徹治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
26日まで
令和8年1月29日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第118号

兵庫県姫路市辻井2丁目3番45号

再生債務者 東山建築こと 東山 貴浩

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
26日まで
令和8年1月29日 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(再イ)第93号

岡山市北区下中野1220番地3

再生債務者 井上 健一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
19日まで
令和8年1月29日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第36号

徳島県徳島市庄町4丁目11番地の4 東條ハ
イツ 303号

再生債務者 福山 幹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
26日まで
令和8年1月29日 徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第72号

熊本県合志市御代志1454番地6

再生債務者 本田枝里加

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月19日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月19日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
19日まで
令和8年1月29日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第13号

新潟県阿賀野市緑岡3番地47

再生債務者 信田 佳春

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月20日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで
令和8年1月30日

新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(再イ)第54号

岡山県井原市下出部町851番地1 ナチュ
ルプラス202号室

再生債務者 土井 敦史

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月23日
付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2
月20日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月
20日まで
令和8年1月30日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再イ）第102号

北九州市小倉北区緑ヶ丘2丁目12番36-503号

再生債務者 友口 廣司

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月20日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
令和8年1月30日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第58号

岡山県倉敷市鶴の浦2丁目5番69号

再生債務者 森岡 弘樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月24日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月24日まで
令和8年1月30日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和7年（再イ）第24号

高知市口細山9番地62

再生債務者 山中 久弥

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月23日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月27日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月27日まで
令和8年1月30日

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和7年（再イ）第18号

青森県八戸市小中野3丁目19番9号

再生債務者 山内なおみ

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年1月30日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和7年（再イ）第243号

福岡県糟屋郡志免町大字吉原134番地3 グランディア博多の杜621号

再生債務者 大坪 佑也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月18日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月16日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月16日まで
令和8年1月26日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第260号

福岡県宗像市赤間6丁目8番13-205号

再生債務者 石井 八月

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月14日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月16日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月16日まで
令和8年1月26日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第264号

福岡県朝倉郡筑前町中牟田631番地1

再生債務者 権代 真

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月6日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月16日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月16日まで
令和8年1月26日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第272号

福岡市南区中尾1丁目12番33号

再生債務者 林 奈穂

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月25日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月18日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで
令和8年1月28日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第301号

福岡県古賀市花見南1丁目14番16号（CB千鳥スノーク201号）

再生債務者 山本 ゆき

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月21日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月18日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで
令和8年1月28日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第305号

福岡県春日市一の谷3丁目21番地 レジデンス一の谷101号

再生債務者 白水 武文

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月18日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月18日まで
令和8年1月28日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第108号

福岡市博多区東雲町1丁目3番12-205号

フローラ南福岡

再生債務者 高城 匡史

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年11月10日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月19日まで
令和8年1月29日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第263号

福岡市博多区諸岡6丁目29番14-202号

ティアラ大和

再生債務者 高木 真二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月26日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月19日まで
令和8年1月29日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第136号

兵庫県三木市大村1074番地の384

再生債務者 永代 佳享

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月20日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月20日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
令和8年1月30日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第151号

神戸市垂水区西舞子2丁目12番54-1107号

再生債務者 中倉 竜也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月20日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
令和8年1月30日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第14号

兵庫県宍粟市山崎町山田168番地6

再生債務者 大畑 覚

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月20日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
令和8年1月30日

神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

令和7年（再イ）第89号

岡山市東区檜原290番地1 ビバーチェナラバラC101

再生債務者 好本 将人

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月26日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月20日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月20日まで
令和8年1月30日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第10号

新潟県村上市南町2丁目6番37号

再生債務者 貝沼 裕方

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月13日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2月24日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年2月24日まで

令和8年2月2日
新潟地方裁判所新発田支部**令和7年(再イ)第49号**

神戸市西区糞台4丁目16番地の1 402-205号

再生債務者 森本 佳寛

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月17日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月2日まで

令和8年1月30日
神戸地方裁判所明石支部再生係**令和7年(再イ)第114号**

広島市安佐南区祇園2丁目28番10-707号

再生債務者 橋 健矢

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月2日まで

令和8年2月2日
広島地方裁判所民事第4部**小規模個人再生による再生計画認可****令和7年(再イ)第18号**

埼玉県深谷市上柴町西3丁目2番地19

再生債務者 宇野 弘道

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月27日
さいたま地方裁判所熊谷支部**小規模個人再生による再生手続廃止****令和7年(再イ)第230号**

福岡県太宰府市高雄4丁目6番11号

再生債務者 山添 拓矢

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。

令和8年1月27日
福岡地方裁判所第4民事部**給与所得者等再生による再生手続開始****令和7年(再口)第10号**

福岡市西区大字羽根戸564番地1

再生債務者 吉岡 浩司

- 1 決定年月日時 令和8年1月27日午後2時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年2月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月3日から令和8年3月10日まで

令和8年3月10日まで
福岡地方裁判所第4民事部**給与所得者等再生による再生計画認可****令和7年(再口)第5号**

岡山市北区御津金川648番地3

再生債務者 船木 栄治

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年1月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月30日
岡山地方裁判所第3民事部**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合におい

て、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第1012号

東京都千代田区神田富山町30番地1

申立人 オリビックイン株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都中野区本町二丁目12番B-12号

所在等不明共有者 木村 太

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都世田谷区岡本一丁目24番16号コーポナオイ202

所在等不明共有者 小松 訓子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 神奈川県横浜市緑区青葉台一丁目29番地20エイプリルヒルズ青葉台306

所在等不明共有者 竹内 凱一

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都大田区田園調布五丁目13番12号K Tハイム201

所在等不明共有者 佐藤 正典

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都世田谷区上北沢四丁目6番2号ワコンハーモニー102号

所在等不明共有者 原 眞二郎

届出期間満了日 令和8年6月2日

令和8年1月29日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

(一棟建物の表示)

所在 千代田区神田富山町30番地1

建物の名称 オリビックイン神田

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付9階建

(敷地権の目的たる土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 千代田区神田富山町30番1

地目 宅地

地積 474.80平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 神田富山町30番1の9

種類 店舗

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床面積 地下1階部分 15.43平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 966000万分の86669520

(所在等不明共有者 木村太 持分15分の1)

(所在等不明共有者 小松訓子 持分15分の1)

(所在等不明共有者 竹内凱一 持分15分の1)

(所在等不明共有者 佐藤正典 持分15分の1)

(所在等不明共有者 原眞二郎 持分15分の1)

令和8年(チ)第1号

滋賀県東近江市栗見出在家町214番地1

申立人 北村 民子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 彦根市西今町360番地の1

所在等不明共有者 川田 政夫

届出期間満了日 令和8年5月27日

令和8年1月28日 大津地方裁判所彦根支部

(別紙) 物件目録

1 所在 彦根市高宮町字本町

地番 2207番

地目 宅地

地積 85.95平方メートル

(共有者 川田政夫の共有持分 4分の1)

2 所在 彦根市高宮町2207番地

家屋番号 2207番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 52.89平方メートル

(共有者 川田政夫の共有持分 4分の1)

令和7年(壬)第71号

大阪府守口市大久保町3丁目31番5号
 申立人 木村 修三
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 東京都豊島区東池袋3丁目21番21-2908号
 (不動産登記記録上の住所) 三重県津市船頭町津興1667番地

所在等不明共有者 木村 文英
 届出期間満了日 令和8年5月29日
 令和8年1月30日 大阪地方裁判所
 (別紙) 物件目録

1 所在 守口市梶町4丁目
 地番 133番17
 地目 宅地
 地積 44.41平方メートル
 所在等不明共有者木村文英の持分 4分の1

2 (一棟の建物の表示)
 所在 守口市梶町4丁目133番地13、133番地14、133番地15、133番地16、133番地17

構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 114.08平方メートル
 2階 105.84平方メートル

(専有部分の建物の表示)
 家屋番号 梶町4丁目133番1の5
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 21.01平方メートル
 2階 19.05平方メートル
 所在等不明共有者木村文英の持分 4分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(壬)第9号

三重県四日市市三重3丁目128番地
 申立人 須藤 美加

住所・居所 不明
 (最後の住所) 三重県鈴鹿市加佐登一丁目16番17号

所有者 亡和泉澄相続財産
 届出期間満了日 令和8年3月23日
 令和8年1月29日 津地方裁判所四日市支部
 (別紙) 物件目録

1 所在 四日市市小林町字小林新田
 地番 3019番189
 地目 宅地
 地積 95.53平方メートル
 持分 2分の1

2 所在 四日市市小林町字小林新田
 地番 3019番190
 地目 宅地
 地積 170.44平方メートル
 持分 2分の1

3 所在 四日市市小林町字小林新田
 地番 3019番8
 地目 山林
 地積 76平方メートル
 持分 2分の1

4 所在 四日市市小林町字小林新田 3019番地190
 家屋番号 3019番190
 種類 居宅
 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床面積 1階 75.11平方メートル
 2階 44.16平方メートル
 持分 2分の1

令和7年(壬)第8号
 大阪府岸和田市岸城町7番1号
 申立人 岸和田市長 佐野 英利
 (亡秋元喜久恵の最後の住所) 大阪府岸和田市藤井町2丁目13番13号
 (不動産登記記録上の住所) 大阪府岸和田市下野町一丁目2番16号

所有者 別紙物件目録1につき亡秋元喜久恵相続財産 別紙物件目録2につき亡秋元瑞穂相続人亡秋元喜久恵相続財産
 届出期間満了日 令和8年3月25日
 令和8年1月30日 大阪地方裁判所岸和田支部
 (別紙) 物件目録

1 所在 岸和田市下野町一丁目
 地番 843番9
 地目 宅地
 地積 42.97平方メートル

2 所在 岸和田市下野町一丁目 843番地9
 家屋番号 843番9
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 38.08平方メートル
 2階 31.28平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(壬)第24号

広島県東広島市西条栄町8番29号
 申立人 東広島市長 高垣 廣徳
 住所・居所 不明
 共有者 宍戸市太郎
 住所・居所 不明
 共有者 藤井善三郎
 住所・居所 不明
 共有者 藤井 力藏
 住所・居所 不明
 共有者 井上 直平
 住所・居所 不明
 共有者 井上惣右衛門
 住所・居所 不明
 共有者 井上彦七郎
 住所・居所 不明
 共有者 上田勘之助
 住所・居所 不明
 共有者 溝口彦右衛門
 住所・居所 不明
 共有者 沖田弥三七
 住所・居所 不明
 共有者 宍戸助十郎
 住所・居所 不明
 共有者 濱崎 松平
 住所・居所 不明
 共有者 花岡清三郎
 住所・居所 不明
 共有者 森岡 文助
 住所・居所 不明
 共有者 栗本 吉藏

住所・居所 不明
 共有者 砂橋樹太郎
 住所・居所 不明
 共有者 砂田甚右衛門
 住所・居所 不明
 共有者 平賀弥四郎
 住所・居所 不明
 共有者 砂橋次郎右衛門
 住所・居所 不明
 共有者 岩村時之助
 住所・居所 不明
 共有者 井上 九平
 住所・居所 不明
 共有者 沼田 潤平
 住所・居所 不明
 共有者 堀田文三郎
 住所・居所 不明
 共有者 政近嘉十郎
 住所・居所 不明
 共有者 谷口 才助
 住所・居所 不明
 共有者 井上 利八
 住所・居所 不明
 共有者 井上 喜八
 住所・居所 不明
 共有者 黒河嘉三郎
 住所・居所 不明
 共有者 宍戸徳太郎
 住所・居所 不明
 共有者 宮田 善助
 住所・居所 不明
 共有者 野村 壽助
 住所・居所 不明
 共有者 高橋 小助
 住所・居所 不明
 共有者 野村 富藏
 住所・居所 不明
 共有者 井上太郎助
 住所・居所 不明
 共有者 平賀 ト七
 住所・居所 不明
 共有者 野村 助八
 住所・居所 不明
 共有者 宍戸寛右衛門

届出期間満了日 令和8年3月27日
 令和8年1月28日 広島地方裁判所

(別紙) 物件目録
 所在 東広島市志和町志和西字湯谷
 地番 751番
 地目 ため池
 地積 2313平方メートル
 共有者 宍戸市太郎の持分 36分の1
 共有者 藤井善三郎の持分 36分の1
 共有者 藤井 力藏の持分 36分の1
 共有者 井上 直平の持分 36分の1
 共有者 井上惣右衛門の持分 36分の1
 共有者 井上彦七郎の持分 36分の1
 共有者 上田勘之助の持分 36分の1
 共有者 溝口彦右衛門の持分 36分の1
 共有者 沖田弥三七の持分 36分の1
 共有者 宍戸助十郎の持分 36分の1
 共有者 潰崎 松平の持分 36分の1
 共有者 花岡清三郎の持分 36分の1
 共有者 森岡 文助の持分 36分の1
 共有者 栗本 吉藏の持分 36分の1
 共有者 砂橋榊太郎の持分 36分の1
 共有者 砂田甚右衛門の持分 36分の1
 共有者 平賀弥四郎の持分 36分の1
 共有者 砂橋次郎右衛門の持分 36分の1
 共有者 岩村時之助の持分 36分の1
 共有者 井上 九平の持分 36分の1
 共有者 沼田 潤平の持分 36分の1
 共有者 堀田文三郎の持分 36分の1
 共有者 政近嘉十郎の持分 36分の1
 共有者 谷口 才助の持分 36分の1
 共有者 井上 利八の持分 36分の1
 共有者 井上 喜八の持分 36分の1
 共有者 黒河嘉三郎の持分 36分の1
 共有者 宍戸徳太郎の持分 36分の1
 共有者 宮田 善助の持分 36分の1
 共有者 野村 壽助の持分 36分の1
 共有者 高橋 小助の持分 36分の1
 共有者 野村 富藏の持分 36分の1
 共有者 井上太郎助の持分 36分の1
 共有者 平賀 トセの持分 36分の1
 共有者 野村 助八の持分 36分の1
 共有者 宍戸寛右衛門の持分 36分の1

令和 7 年 (壬) 第 10 号
 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目34番地
 申立人 請戸川土地改良区
 住所・居所 不明
 最後の住所 福島県双葉郡浪江町大字井手字沢山国有林無番地
 (不動産登記記録上の住所) 双葉郡浪江町大字井手字沢山国有林無番地
 所有者 江尻 茂男
 届出期間満了日 令和 8 年 3 月 31 日
 令和 8 年 1 月 27 日 福島地方裁判所相馬支部
 (別紙) 物件目録
 所在 南相馬市小高区井田川字南新田
 地番 677番
 地目 田
 地積 991平方メートル
 所在 南相馬市小高区井田川字南新田
 地番 678番
 地目 田
 地積 991平方メートル
 所在 南相馬市小高区井田川字南新田
 地番 679番
 地目 田
 地積 991平方メートル
 令和 7 年 (壬) 第 8 号
 富山市新総曲輪 1 番 7 号
 申立人 富山県知事 新田 八朗
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 婦負郡八尾町上新町2695番地
 共有者 大坪松太郎 外32名
 届出期間満了日 令和 8 年 3 月 30 日
 令和 8 年 1 月 28 日 富山地方裁判所
 (別紙) 物件目録
 1 所在 婦負郡八尾町大字八尾町字桐ノ木平
 地番 4528番
 地目 畑
 地積 142平方メートル
 令和 8 年 (壬) 第 1 号
 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
 申立人 石川県知事 馳 浩
 住所・居所 不明
 不動産登記記録表題部所有者 辻 乙松
 届出期間満了日 令和 8 年 3 月 27 日
 令和 8 年 1 月 28 日 金沢地方裁判所

(別紙) 物件目録
 1 所在 白山市吉野ケ
 地番 215番
 地目 畑
 地積 284平方メートル
 令和 7 年 (壬) 第 1 号
 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
 申立人 福岡県知事 服部誠太郎
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 福岡県大牟田市大字今山3170番地
 所有者 吉田 勉
 届出期間満了日 令和 8 年 3 月 25 日
 令和 8 年 1 月 27 日 福岡地方裁判所大牟田支部
 (別紙) 物件目録
 所在 大牟田市大字今山字南古山王
 地番 3036番
 地目 山林
 地積 297平方メートル
 令和 7 年 (壬) 第 2 号
 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地 2
 申立人 川崎町長 原口 正弘
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 福岡県田川郡大任町大字大行事3680番地
 共有者 村上エミ子
 届出期間満了日 令和 8 年 3 月 27 日
 令和 8 年 1 月 29 日 福岡地方裁判所田川支部
 (別紙) 物件目録
 所在 田川郡川崎町大字川崎字弓折
 地番 522番18
 地目 山林
 地積 448平方メートル
 村上エミ子の共有持分 756分の24
 令和 7 年 (壬) 第 5 号
 福岡市東区千早 4 丁目15番12号
 申立人 株式会社ネクストエナジー
 代表者代表取締役 西郷伸一郎
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 宮崎市大字広原64番戸
 所有者 工藤リュウ
 届出期間満了日 令和 8 年 3 月 18 日
 令和 8 年 1 月 28 日 宮崎地方裁判所
 (別紙) 物件目録
 所在 宮崎市大字広原字小迫
 地番 5086番
 地目 原野
 地積 73平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲はこの権利義務の一切を承継して存続し、乙は解散することにしたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和 7 年 8 月 6 日

掲載頁 四十五頁 (号外第一七九号)

令和 8 年 11 月 10 日

埼玉県本庄市西富田七六一番地 1

(甲) ケイアイスター不動産株式会社

代表取締役 嶋 圭二

群馬県高崎市上中居町一六一九番地 1

(乙) はなまるハウス株式会社

代表取締役 真杉 恵美

合併公告

左記会社は合併して、甲はこの権利義務の一切を承継して存続し、乙は解散することにしたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和 7 年 8 月 6 日

掲載頁 四十九頁 (号外第一七九号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和 7 年 8 月 4 日

掲載頁 六十九頁 (号外第一七七号)

令和 8 年 11 月 10 日

埼玉県本庄市見塚三丁目一四番一七号

(甲) ケイアイクラフト株式会社

代表取締役 園部 守

埼玉県蓮田市大字上平野六三九番地の三

(乙) ケイアイレスト株式会社

代表取締役 小林 勝彦

合併公告

債権者各位及び株主各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議(甲乙共に会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意)は、令和八年三月十二日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 九十七頁(号外第一四六号)
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 九十七頁(号外第一四六号)

令和八年二月十日
東京都千代田区内神田二丁目一四番一〇号

(甲) 株式会社 I T 働楽研究所
代表取締役 西島 富久
東京都千代田区内神田二丁目一四番一〇号
(乙) 株式会社ヘルメシステムズ
代表取締役 西島 和久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年三月二十七日
掲載頁 六頁
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十七日
掲載頁 六十七頁(号外第六十七号)

令和八年二月十日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一五番一〇号
(甲) 株式会社デジタルアイデンティティ
代表取締役 鈴木 謙司
東京都渋谷区広尾一丁目三番一八号広尾オフィス・ビル一〇階
(乙) 株式会社ミンツプランニング
代表取締役 岡本かずみ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://www.jrc-jiegroup.ne.jp
(乙) http://www.jfes.co.jp
令和八年二月十日
東京都品川区西品川一丁目一番一〇号
(甲) J R 東日本コンサルティング株式会社
代表取締役 齊藤 誠
東京都北区赤羽北二丁目三番一〇号
(乙) J R 東日本測量調査株式会社
代表取締役 竹石 公之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月十六日
掲載頁 八十七頁(号外一六三三号)

令和八年二月十日

東京都中央区明石町八番一〇号
(甲) 株式会社 J オイルミルズ
代表取締役 春山裕一郎
北九州市若松区北浜一丁目八番二〇号
(乙) 株式会社 J 若松サービス
代表取締役 駒澤 喜幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年一月二十日
掲載頁 二一六頁(号外第十二号)
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年一月二十日
掲載頁 二一六頁(号外第十二号)

令和八年二月十日
京都市左京区浄土寺西田町一〇〇番地の四五
(甲) 株式会社みずはら
代表取締役 水原 康雄
京都市左京区浄土寺西田町一〇〇番地の二六
(乙) 株式会社水原
代表取締役 水原 康雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月二十五日
掲載頁 十一頁
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十五日
掲載頁 六十五頁(号外第一四三三号)

令和八年二月十日
大阪府西区南堀江三丁目一四番二二二号
(甲) 日産大阪販売株式会社
代表取締役 小林 恭彦
大阪府西区南堀江三丁目一四番二二二号
(乙) 大阪カーライフグループ株式会社
代表取締役 小林 恭彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) http://www.fine-chemicals.co.jp/company/
令和八年二月十日
大阪府中央区備後町二丁目一番一〇号
(甲) 株式会社 ショーエイコーポレーション
代表取締役社長 芝原 英司
東京都中央区日本橋堀留町二丁目三番一四号
(乙) 株式会社 ファインケメティックス
代表取締役社長 岡野 圭介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年三月二十日を予定しております。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://manuverline.co.jp
(乙) https://canvascoltd.jp/
令和八年二月十日
大阪府東住吉区公園南矢田一丁目一七番八号
(甲) 株式会社 マニューバーライン
代表取締役 胡田 一夫
東京都江東区三好三丁目八番二二三F
(乙) 株式会社 キャンパス
代表取締役 平林 彰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定し、乙は株主総会の承認決議を令和八年一月二十一日に終了しております。

この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年七月二十五日 掲載頁 八十四頁(号外第一七〇号)

(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年七月二十五日 掲載頁 八十五頁(号外第一七〇号)

令和八年二月十日 大阪市北区芝田一丁目四番八号北阪急ビル七階 (甲) 株式会社ミサック 代表取締役 澤田 啓

大阪市淀川区田川三丁目五番六七号 (乙) 株式会社メックスジャパン 代表取締役 大野木良彦

合併公告 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十三日に予定しております。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十二月三日 掲載頁 六十四頁(号外第二六五号)

令和八年二月十日 広島県東広島市寺家産業団地五番一五号 (甲) ダイキョーニシカワ株式会社 代表取締役 杉山 郁男

栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台一三〇番地三 (乙) 関東大協株式会社 代表取締役 柏原 輝彦

吸収分割公告 左記会社は吸収分割して甲は乙の高圧一括受電事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継することにしたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 令和八年二月十日 東京都千代田区丸の内一丁目一番一五号パレスビル五階 (甲) 株式会社BCJ198 代表取締役 杉本 勇次

横浜市中央区尾上町六丁目八一番地 (乙) 株式会社日新 代表取締役 筒井 雅洋

吸収分割公告 当社は、吸収分割により株式会社コプロテクノロジ(甲)、住所名古屋市中村区名駅南一丁目二四番二〇号)のシステムエンジニアリングサービス事業に関する権利義務を承継することにしたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。 (乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十日 掲載頁 四十八頁(号外第一三八号)

令和八年二月十日 横浜市西区みなとみらい二丁目二番一五号横浜ランドマークタワー一八F (甲) ジャパニクス株式会社 代表取締役 西川 三郎

吸収分割公告 左記会社は吸収分割して甲は乙の「北国マルチワンカード」のブランド名で営むカード関連事業(クレジットカード会員事業及びこれに付随するカード付帯融資事業)のうち、クレジットカード会員事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継することにしたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月十日 石川県金沢市広岡二丁目二番六号 (甲) 株式会社北国クレジットサービス 代表取締役社長 小石 昌弘

石川県金沢市広岡二丁目二番六号 (乙) 株式会社北国銀行 代表取締役社長 米谷 治彦

新設分割公告 当社は、新設分割により新設する株式会社ベネシアジュエルズ(住所山梨県甲府市幸町二三番六号)に対して当社のECサイト運営事業に関する権利義務を承継させることになりました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十日 山梨県甲府市幸町二三番六号 エヌズコレクション有限公司 取締役 ソンキヤナビン

新設分割公告 当社は、新設分割により設立する株式会社S AKURARIAエステート(住所長野県下伊那郡高森町上市田五三六番地六)に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることになりました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十日 長野県下伊那郡高森町上市田二二六六番地一 有限会社桜井商会 代表取締役 桜井 重幸

組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日 東京都文京区西片二丁目七番一三三号 合同会社ハンテツ 代表社員 飯塚 哲哉

北海道河内郡芽室町中伏古東一線一二番地四 合同会社ムトウファーム 代表社員 武藤 誠

鳥取県境港市幸神町三五三番地 (甲) fructus2号株式会社 代表取締役 橋 芳樹

鳥取県境港市幸神町三五三番地 (乙) 株式会社岡田商店 代表取締役 岡田 信行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

効力発生日は令和八年三月十一日であり、組織変更後の商号はハチハチ株式会社とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都渋谷区猿楽町一五番九一三〇五号
ハチハチ合同会社
代表社員 林 尚道

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都豊島区南大塚二丁目一〇番一〇号ミ
モザビル三階
合同会社アヴェニール
代表社員 平木 敬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社喜楽沼とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都練馬区南田中四丁目七番二二号
合名会社喜楽沼
代表社員 小見野 進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都八王子市横山町一三番一〇号
BEST NOODLE合同会社
代表社員 ネイ・アウン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都豊島区池袋二丁目六二番一〇号P I S
O 池袋八〇一
合同会社ギルド
代表社員 本田 祐揮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

神奈川県藤沢市湘南台二丁目一〇番五号
アンドウビル四F五F一七号室
合同会社レラブルアーキワークス
代表社員 佐藤 智将

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

富山県高岡市堀岡又新一六
新堀木材協同組合
代表理事 石灰 憲夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

名古屋市中区那古野一丁目一八番五号
合同会社未来創世塾
代表社員 岩田 光洋

組織変更公告

当組合は、令和八年一月三十一日開催の臨時総会の決議により、認可地縁団体に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都府知事
の認可を受けた日のいづれか遅い日であり、組織変更後の名称は白栖区とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

京都府相楽郡和束町大字白栖小字内勘定七番地
白栖生産森林組合
理事 森川 信男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

大阪府豊中市上野坂一丁目二〇番七号
合同会社RES
代表社員 河原 武

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

兵庫県養父市大坪四七八番地
大坪生産森林組合
代表理事 岡本 敏男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり組織変更後の商号は株式会社berisling Architec tsとします。

令和八年二月十日

鳥取県米子市西福原八丁目八番七号
berisling合同会社
代表社員 田中 裕介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年一月七日
掲載頁 十三頁

令和八年二月十日

埼玉県川越市脇田本町一四番一〇号
株式会社みらいく
代表取締役 西井 直人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都新宿区西新宿七丁目一番一〇号ク
オワイズ新宿五〇三号室
株式会社コノセル
代表取締役 田辺 理

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年一月七日
掲載頁 十三頁

令和八年二月十日

埼玉県川越市脇田本町一四番一〇号
株式会社みらいくインターナショナル
代表取締役 西井 直人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年一月七日
掲載頁 十三頁

令和八年二月十日

埼玉県川越市脇田本町一四番一〇号
株式会社リライフ
代表取締役 小森 進次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億五千五百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月三十日
掲載頁 一一八頁(号外第一七四号)

令和八年二月十日

東京都港区芝五丁目三番一〇号
日本ジェネリック株式会社
代表取締役 井上 祐弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

https://k.secure.freee.co.jp/
companies/216879/announces

令和八年二月十日

東京都新宿区西新宿七丁目一番一〇号ク
オワイズ新宿五〇三号室
株式会社コノセル
代表取締役 田辺 理

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千五百円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台七ルズ森JPタワー十七階

Bospointer 1株式会社
代表取締役 ライアン・ロバート・パトリック

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が二億三千九百円となることを条件として、資本金の額を一億三千九百円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月十日

東京都港区東麻布一丁目二五番五号
株式会社カルディオインテリジェンス

代表取締役 田村 雄一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少し、減少する資本金の額のうち二千四百九十九万五千円を資本準備金とすることにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスピル五階

株式会社BCJ-98
代表取締役 杉本 勇次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千八百二十二万五千円減少し一億円とすることにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月十日
https://activales.com/announcement

令和八年二月十日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二三番一五号
株式会社アクティバリューズ

代表取締役 陳 適

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四万円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二番新丸の内センタービル二階

CSuite合同会社
代表社員 イサデイン 公江

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二一〇万円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月三日

東京都中央区日本橋浜町一丁目三番五号
株式会社I.O.Tメイカース

代表取締役 渡邊 賢司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し百万円とすることにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

東京都渋谷区円山町五番三番MIEUX渋谷ビル八階

合同会社メディアケアネット
代表社員 橋本 徹也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千五百六十二万五千円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月九日

東京都港区六本木七丁目一五番七号
株式会社クロノス

代表取締役 山田 淳一

令和八年二月十日

大阪府中央区淡路町二丁目三番五号
株式会社アースクリエイト

代表取締役 梁瀬 泰孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千二十万円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日

徳島市国府町府中九二番地

長生堂製薬株式会社
代表取締役 井上 祐弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十日

徳島県三好郡東みよし町足代九四七番地

有限会社井添建設
代表取締役 井添 竜志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億七千七百八十六万円減少することにした。
株主総会の決議は、令和七年十二月十九日に終了しております。

令和七年十二月八日

東京都港区六本木七丁目一五番七号

株式会社クロノス

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千二百万五千九百円、資本準備金の額を一億四千二百万五千九百円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月十日

東京都港区西新橋一丁目一八番六号クロスオフィス内幸町二階

TakeMe株式会社
代表取締役 董 路

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額二百四十九億円を二百四十八億円減少し減少額全額をその他資本剰余金へ、利益準備金の額八億円を減少し減少額全額を繰越利益剰余金へ、組み入れることにいたしました。
臨時株主総会の決議は、令和八年一月二十六日に終了しております。

令和八年二月十日

東京都大田区雪谷大塚町一番七号

アルパイン株式会社

代表取締役 渡辺 好勝

https://www.alpsalpine.com/jir/announce.html

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十八億二千四百十円、資本準備金の額を十八億円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年二月十日

東京都品川区上大崎二丁目一三番三〇号

株式会社ドミノ・ピザジャパン

代表取締役 ハーベル・ディーター・アルウィン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千二百万五千九百円、資本準備金の額を一億四千二百万五千九百円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月十日

東京都港区西新橋一丁目一八番六号クロスオフィス内幸町二階

TakeMe株式会社

代表取締役 董 路

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千五百六十二万五千円減少することにした。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年七月九日

東京都港区六本木七丁目一五番七号

株式会社クロノス

代表取締役 山田 淳一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八千五百万円、準備金の額を金九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日 滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地 AGLブレインングカード製造株式会社

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めさせていただきます。

令和八年二月十日 東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号 一生命日比谷ファースト一八階

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めさせていただきます。

令和八年二月十日 石川県小松市土居原町七一六番地 株式会社加州プロパティ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月十日 茨城県龍ヶ崎市若柴町二二四〇番地七九七 不二建設株式会社

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月十日 東京都文京区本郷一丁目二八番三四号本郷MKビル

代表取締役 アントニー・ダヴィッド・ジェローム・マレ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月十日 東京都大田区大森北一丁目一七番二号 株式会社山口商店

代表取締役 田中 隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月十日 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子三二番地四 株式会社生科研

代表取締役 久永 興

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松本成生が退任する事に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日 千葉県習志野市東習志野五丁目二七番七号 ライトウイング株式会社

代表取締役 松本 成生

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である田村喜男が退任することに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日 東京都渋谷区恵比寿三丁目二〇番一〇号 Display Supply Consultants LLC

代表取締役 田村 喜男

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八億五千万円減少することにいたしました。

令和八年二月十日 東京都港区元赤坂一丁目一番七二一〇九号株式会社赤坂国際会計内

代表取締役 林 令史

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千九百万円減少することにいたしました。

令和八年二月十日 東京都千代田区丸の内一丁目一番一号 神戶西プロパティ特定目的会社

代表取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億九千九百万円減少することにいたしました。

令和八年二月十日 東京都千代田区丸の内一丁目一番一号 松戸プロパティ特定目的会社

代表取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千四百万円減少することにいたしました。

令和八年二月十日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

代表取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五百万円減少することにいたしました。

令和八年二月十日 東京都千代田区丸の内一丁目一番一号 東雲プロパティ特定目的会社

代表取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十六億四百五十六万九千円減少することにいたしました。

令和八年二月十日 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

代表取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十六億四百五十六万九千円減少することにいたしました。

令和八年二月十日 東京都港区虎ノ門五丁目一番四号 Venus 特定目的会社

代表取締役 福永 隆明

債権申出の公告(第一回)

当規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月十日 石川県金沢市古府町南四五九番地 アップティ株式会社確定給付企業年金

清算人 西村 康司

取消公告

令和八年二月三日(号外第二十四号)掲載の解散公告は取消します。

令和八年二月十日 東京都港区新橋三丁目三番一四号、六階

代表取締役 大友 務